

第79回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場所

名古屋市東区葵三丁目19番7号
葵センタービル8階 当社会議室

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
議案 取締役13名選任の件	
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症が広がっています。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会での議決権行使は書面やインターネットによる方法もございますので、同封の議決権行使書用紙や当社の指定する議決権行使ウェブサイトにて行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目19番7号
矢作建設工業株式会社
取締役社長 高 柳 充 広

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面やインターネットによる議決権の事前行使（2020年6月25日（木曜日）午後5時まで）をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防対策のご検討をお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区葵三丁目19番7号 葵センタービル8階 当社会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議 案 取締役13名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yahagi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所 名古屋市東区葵三丁目19番7号 葵センタービル8階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日(木曜日) 午後5時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

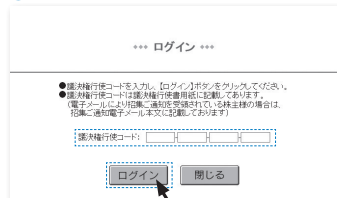
議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



<https://www.web54.net> 「次へすすむ」をクリック

② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「初期パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじ 藤 本 和 久 (1952年11月7日) 再任	1989年3月 当社入社 1993年6月 同 取締役 2001年6月 同 執行役員 矢作地所株式会社 代表取締役社長、 矢作葵ビル株式会社 代表取締役社長 2002年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2003年10月 同 取締役 兼 専務執行役員 2004年6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 2005年6月 同 代表取締役 兼 副社長執行役員 2008年6月 同 代表取締役副社長 2012年4月 同 代表取締役社長 2015年6月 同 代表取締役会長 2018年6月 同 取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 1993年に取締役に就任して以来人事部門や営業部門の統括を歴任し、2012年より代表取締役社長、2015年より代表取締役会長を務めるなど、長年にわたり当社グループの経営に携わっております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	72,300株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たか やなぎ みつ ひろ 高 柳 充 広 (1962年2月19日) 再任	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 第二営業本部長 2008年6月 同 執行役員 営業統括本部第二営業本部長 2009年2月 同 執行役員 中日本カンパニー第二営業本部長 2009年4月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 2010年10月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 人事部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2012年4月 同 取締役 兼 専務執行役員 2015年6月 同 代表取締役社長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来土木部門や経営企画部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は人事部門や営業部門の統括を歴任し、2015年より代表取締役社長 (現職) として経営に携わっております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	35,700株
3	おお さわ しげる 大 澤 茂 (1957年5月13日) 再任	2006年4月 当社入社 顧問 営業統轄補佐 2006年6月 同 常務執行役員 営業統轄補佐 兼 企画営業部担当 2006年10月 同 専務執行役員 営業副統轄 兼 企画営業部担当 2007年4月 同 専務執行役員 矢作地所株式会社 代表取締役社長 2007年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 2010年6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 2012年4月 同 代表取締役副社長 (現任) (担当) 建設事業統括 【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来建設事業の営業に携わり、取締役就任後は当社子会社である矢作地所株式会社の代表取締役社長を経て、現在は建設事業統括として当社建設事業に関する営業部門、施工部門を統括しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	34,700株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ふるもと ゆうじ 古本裕二 (1956年4月8日) 再任	<p>2007年11月 当社入社 理事(役員待遇) 営業統轄補佐 2008年4月 同 常務執行役員 営業統轄補佐 2008年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2009年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 2017年6月 同 代表取締役副社長(現任) (担当) 不動産事業統括 兼 不動産事業本部長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来建設事業の営業に携わり、取締役就任後は建設事業の営業部門、不動産部門の統括、当社子会社である矢作地所株式会社の代表取締役社長を経て、現在は不動産事業を統括しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	28,900株
5	たかだ きょうすけ 高田恭介 (1958年11月2日) 再任	<p>2013年1月 名古屋鉄道株式会社 事業企画部付部長 2013年6月 同 取締役 2015年6月 同 常務取締役 2017年6月 同 専務取締役 2019年6月 当社 代表取締役副社長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 名古屋鉄道株式会社で専務取締役を務めるなど、鉄道、運輸業界に関する豊富な経験、知識を有しております。当社取締役就任後は、代表取締役副社長として豊富な経験を活かし、経営全般にその能力を発揮しております。経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	2,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	お織 だ ゆたか 田 裕 (1958年6月12日) 再任	<p>1981年4月 当社入社 2009年6月 同 執行役員 中日本カンパニー第一営業本部長 2012年4月 同 常務執行役員 施工統括本部長 兼 中央安全衛生委員会副委員長 兼 地震工学技術研究所所長 兼 株式会社ウッドピタ担当 2012年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2015年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任) (担当) 建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来建築部門の施工、営業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、建築事業本部長として建築事業の業務執行を指揮しているほか、エンジニアリングセンター長も務めております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	24,400株
7	な わ しゅう じ 名 和 修 司 (1958年11月4日) 再任	<p>1984年4月 当社入社 2005年6月 同 執行役員 第一営業本部副本部長 兼 第一営業部長 2007年2月 同 常務執行役員 大阪支店長 兼 西日本地区担当 2007年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任) (担当) 土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来土木部門の施工、営業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、当社子会社であるヤハギ緑化株式会社の社長を経て、現在は土木事業本部長として土木、鉄道事業の業務執行を指揮しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	31,800株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	やま した たかし 山下 隆 (1961年4月17日) 再任	1984年4月 当社入社 2006年6月 同 執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 2009年6月 同 執行役員 東日本カンパニー副カンパニー長 兼 東京支店副支店長 兼 管理部長 2011年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 2016年6月 同 取締役 兼 専務執行役員 (現任) (担当) 人事部担当 兼 経理部担当 【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来経理部門や経営企画部門、人事部、営業部門の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しています。取締役就任後は、東日本支社長として同地域の営業部門、施工部門の業務執行を経て、現在は人事部担当、経理部担当として指揮しております。当社事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	32,700株
9	おお にし ゆき お 大西 幸雄 (1959年11月16日) 再任	1982年4月 当社入社 2007年6月 矢作地所株式会社 専務取締役 2009年3月 矢作葵ビル株式会社 代表取締役社長 2012年6月 当社 執行役員 中日本カンパニー副カンパニー長 2016年6月 同 常務執行役員 本店営業本部長 2019年6月 同 取締役 兼 常務執行役員 (現任) (担当) 本店長 【取締役候補者とした理由】 当社に入社以来営業部門や関連会社の取締役を歴任し、取締役就任後は、本店長として同地域の営業部門の業務執行の中枢を担っております。当社営業に関する豊富な経験と経営全般にわたる知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	28,800株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	ごとう 藤 におさむ 修 (1962年8月12日) 再任	2017年11月 当社入社 理事(役員待遇) 建設事業統括補佐 2018年4月 同 常務執行役員 東日本支社長 兼 東京支店長 2019年6月 同 取締役 兼 常務執行役員(現任) (担当) 東日本支社長 兼 東京支店 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 当社に入社以降、建設事業統括補佐として建設事業全般の運営に携わり、常務執行役員就任後は、東日本支社長として同地域の営業部門、施工部門の業務執行を指揮しております。取締役就任後も引き続き東日本支社長として、同地域の統括を担っており、当事業ならびに経営全般にわたる豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	9,500株
11	やまもと あと 土 垂 (1948年12月1日) 再任 社外	1971年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2001年6月 同 取締役 2004年6月 同 常務取締役 2006年6月 同 専務取締役 2008年6月 同 代表取締役副社長 2009年6月 同 代表取締役社長 2009年6月 当社社外監査役 2015年6月 名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長 ANAホールディングス株式会社 社外取締役 【社外取締役候補者とした理由】 名古屋鉄道株式会社の代表取締役社長など要職を歴任し、現在は同社代表取締役会長を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験、高度な知見を有しております。経営者としての客観的立場からの確かな指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
12	石原真二 (1954年11月3日) 再任 社外 独立役員	<p>1985年4月 弁護士登録 1985年4月 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所 2011年8月 石原総合法律事務所所長（現任） 2013年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 弁護士 石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 株式会社十六銀行 社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 石原総合法律事務所の所長を務めております。過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として培われた専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	6,715株
13	堀越哲美 (1950年1月9日) 再任 社外 独立役員	<p>1991年6月 名古屋工業大学教授 工学部 1997年4月 名古屋工業大学教授 大学院工学研究科 2011年6月 当社社外監査役 2014年4月 愛知産業大学学長（現任） 2014年4月 愛知産業大学短期大学学長（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 愛知産業大学学長 愛知産業大学短期大学学長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 愛知産業大学及び愛知産業大学短期大学の学長を務めております。過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、学識経験者として培われた専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

(注) 1. 候補者と当社との間の利害関係は以下のとおりであります。

- ①候補者 山本亜土氏は、名古屋鉄道株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と同社との間で工事の請負取引の関係があります。

- ②候補者 石原真二氏は、石原総合法律事務所の所長を兼務しており、当社と同事務所との間で法律業務に関する顧問契約を締結しております。
- ③その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏は社外取締役候補者であります。
 3. 山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石原真二氏が7年、山本亜土、堀越哲美の各氏は5年となります。
 4. 当社と山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏の間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。なお、山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
 5. 石原真二、堀越哲美の各氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、石原真二、堀越哲美の各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復基調が続いたものの、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い景気の先行きは不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、民間住宅投資は力強さを欠いたものの、高水準の企業収益を背景とした民間設備投資や公共投資が底堅く推移したことから、建設投資は概ね堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは経営理念である「建設エンジニアリングによる価値創造を通して、従業員の自己実現と企業の持続的成長を目指す」に基づき、建設・不動産に関するあらゆる分野において、お客様に有用な技術や商品、サービスを提供することで、経営基盤の強化と安定した収益の確保を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高は849億39百万円（前期比0.4%減）、売上高は901億29百万円（前期比2.8%減）、営業利益は77億64百万円（前期比0.8%増）となりました。

受注高、売上高の部門別の内訳については、次のとおりであります。

【受注高】

区 分		受 注 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
建 設 事 業	建 築 工 事	59,721百万円	70.3%	16.0%
	土 木 工 事	25,218百万円	29.7%	△25.3%
計		84,939百万円	100.0%	△0.4%

【売上高】

区 分		売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
建 設 事 業	建 築 工 事	44,263百万円	49.1%	△8.5%
	土 木 工 事	29,618百万円	32.9%	0.2%
	小 計	73,881百万円	82.0%	△5.2%
不動産事業等		16,247百万円	18.0%	9.8%
計		90,129百万円	100.0%	△2.8%

(建設事業)

建築工事では、大型の分譲マンションや物流施設を受注したことから、受注高は597億21百万円（前期比16.0%増）となり、売上高については分譲マンションの施工は前期に比べ増加したものの、比較的工事期間の短い鉄骨造の施工が減少したことから、442億63百万円（前期比8.5%減）となりました。

また土木工事では、鉄道高架化工事などの大型工事の受注が前期に比べて減少したことから、受注高は252億18百万円（前期比25.3%減）となり、売上高については民間の大型造成工事が減少したものの、長期大型の官庁工事や鉄道高架化工事などの期首手持工事の施工が順調に進捗したことから、296億18百万円（前期比0.2%増）となりました。

(不動産事業等)

不動産事業では、分譲マンションの販売戸数は前期に比べ減少したものの、自社開発の大規模工業団地の売上計上があったことから、売上高は162億47百万円（前期比9.8%増）となりました。

利益につきましては、営業利益は77億64百万円（前期比0.8%増）、経常利益は78億29百万円（前期比1.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億58百万円（前期比15.2%増）となりました。

【当連結会計年度における主な完成工事】

発 注 者	工 事 名 称
(建築工事) 積和不動産中部株式会社 大和ハウス工業株式会社・矢作地所株式会社 大宝運輸株式会社 株式会社 東京インテリア家具 矢作地所株式会社	マストスクエア榎木町新築工事 (仮称)瑞穂区清水ヶ岡プロジェクト新築工事 大宝運輸株式会社 東郷町基地新築工事 (仮称)東京インテリア家具 瑞穂店新築工事 (仮称)大須三丁目計画新築工事 (MultinaBox)
(土木工事) 国土交通省 中部地方整備局 国土交通省 関東地方整備局 東洋エンジニアリング株式会社 J R西日本プロパティーズ株式会社 名古屋鉄道株式会社	平成30年度 三遠南信小嵐道路建設工事 国道246号渋谷駅西口地下道工事 勝浦メガソーラー発電所建設工事 ミタステラス 宅地造成工事 名古屋本線・常滑線 神宮前駅改良に伴う土木工事

(注) 積和不動産中部株式会社は、2020年2月1日付で商号を積水ハウス不動産中部株式会社に変更いたしました。

【当連結会計年度の建設事業の受注高、売上高及び繰越高】

(単位：百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建 築 工 事	43,130	59,721	44,263	58,588
土 木 工 事	35,308	25,218	29,618	30,908
計	78,439	84,939	73,881	89,497

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は17億65百万円であり、主なものは子会社の矢作地所株式会社による商業施設 MultinaBox（名古屋市中区）の新設であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の停滞が懸念されます。国内建設市場においても公共投資は引き続き底堅い推移が見込まれるものの、民間住宅投資や民間設備投資は先行き不透明な状況にあります。また中長期的には、人口減少による需要減少と産業の担い手不足の深刻化が避けられないと考えております。

このような状況の下、当社グループは建設事業及び不動産事業の両分野におけるエンジニアリングを推進し、社会やお客様のニーズに応える技術やサービスを開発、提供することで、収益の確保を図ると共に将来に向けた持続的成長を追求してまいります。

建設事業におきましては、市場競争力の強化に向けた技術研究開発の推進、マーケティングに基づく有望市場の選択と収益性を意識した戦略的営業の実践、プロジェクトマネジメント能力の更なる強化とノウハウの蓄積などに取り組むことで、事業領域の拡大と中長期的な収益の確保を図ってまいります。

不動産事業におきましては、実需に基づいた用地選定と魅力ある商品企画による分譲マンション事業のブランド向上や東海エリアを中心とした工業用地や宅地開発案件の安定供給、さらには施設管理事業を始めとするストックビジネスの強化・拡大などを通じて事業の安定化を図ると共に、地域社会の活性化に貢献してまいります。

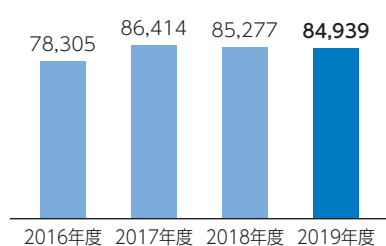
また、安全衛生管理や品質管理、環境保全の徹底、就業環境整備と生産性向上の両面からの働き方改革、コーポレート・ガバナンスの強化等、E S G経営にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

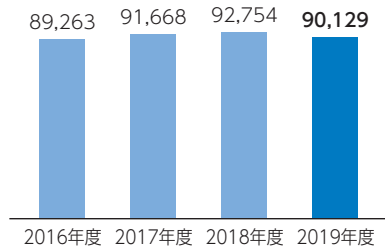
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2016.4.1~2017.3.31)	第77期 (2017.4.1~2018.3.31)	第78期 (2018.4.1~2019.3.31)	第79期 (2019.4.1~2020.3.31)
受 注 高	78,305百万円	86,414百万円	85,277百万円	84,939百万円
売 上 高	89,263百万円	91,668百万円	92,754百万円	90,129百万円
経 常 利 益	7,653百万円	7,714百万円	7,747百万円	7,829百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,096百万円	4,085百万円	4,476百万円	5,158百万円
1株当たり当期純利益	117円43銭	94円14銭	103円15銭	118円85銭
総 資 産	97,586百万円	103,905百万円	106,496百万円	107,191百万円
純 資 産	41,868百万円	45,365百万円	48,750百万円	52,046百万円

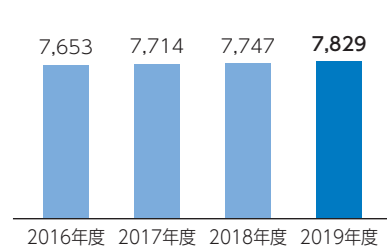
受注高 (単位：百万円)



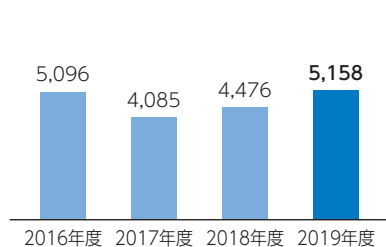
売上高 (単位：百万円)



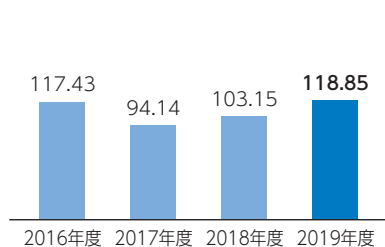
経常利益 (単位：百万円)



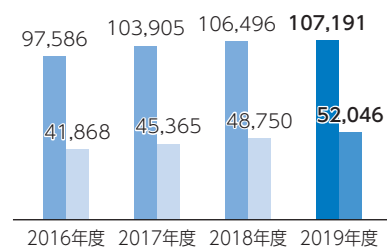
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



■総資産／■純資産 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社比率	主要な事業内容
矢作地所株式会社	800百万円	100%	分譲マンション事業、不動産開発事業、不動産賃貸事業、不動産流通事業
矢作ビル&ライフ株式会社	400百万円	100%	マンション管理事業、不動産管理事業、建築事業、サイン事業、損害保険代理業、ウッドピタ (木造戸建住宅耐震補強工法) 事業
ヤハギ緑化株式会社	100百万円	100%	緑化事業、ゴルフ場コース管理事業
株式会社テクノサポート	50百万円	100%	パンウォール (補強土壁工法) 事業、ピタコラム (外付耐震補強工法) 事業、建設工事、技術開発、試験体製作
ヤハギ道路株式会社	300百万円	100%	舗装事業、土木事業、アスファルト合材製造販売事業、リサイクル事業
スタイルリンク株式会社	50百万円	100%	分譲マンションカスタマーサービス事業
南信高森開発株式会社	50百万円	97.5% (内、間接所有66.5%)	ゴルフ場経営 (高森カントリークラブ)

- (注) 1. 2019年4月1日付で矢作葵ビル株式会社は、商号を矢作ビル&ライフ株式会社に変更いたしました。
2. 2019年4月1日付でスタイルリンク株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。
3. 当社の完全子会社である株式会社テクノサポート及び株式会社ピタコラムは、2019年6月27日を効力発生日として、株式会社テクノサポートを存続会社、株式会社ピタコラムを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社 (国土交通大臣許可〔(特-1)第3001号]) 並びに子会社5社が建設業法に基づく建設業許可を受け、建築、土木工事の設計施工及び請負業を行っております。

また、不動産事業として、当社 (国土交通大臣免許〔(15)第502号]) 並びに子会社2社が宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業免許を受け、不動産の売買及びこれに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所	所 在 地
矢作建設工業株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京、大阪、東北、広島、九州
	営 業 所 等	三重
	研 究 所	エンジニアリングセンター（愛知県長久手市） 〔建築、土木に係る技術の研究開発、構築物の構造実験等〕 鉄道技術研修センター（名古屋市） 〔鉄道及び土木、建築に係る施工技術の研究開発、技術研修及び技能訓練等〕
	工 場	軌道センター（名古屋市） 〔鉄道線路用資機材の製造加工〕
矢作地所株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	営 業 所 等	三重
矢作ビル&ライフ株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京
ヤハギ緑化株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	支 店	東京
株式会社テクノサポート	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	工 場	長久手事業所（愛知県長久手市） 〔建設工事、技術開発、試験体の製作等〕
ヤハギ道路株式会社	本 社	愛知県豊田市小坂本町一丁目5番地10
	支 店	名古屋
	営 業 所 等	岐阜
	工 場	アスコン・リサイクルセンター（愛知県豊田市） 〔舗装用材料の製造販売等〕
スタイルリンク株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目13番10号
	支 店	名古屋
南信高森開発株式会社	本 社	名古屋市東区葵三丁目19番7号
	ゴ ル フ 場	高森カントリークラブ（長野県下伊那郡高森町）

- (注) 1. 2019年4月1日付で矢作葵ビル株式会社は、商号を矢作ビル&ライフ株式会社に変更いたしました。
 2. 2019年4月1日付でスタイルリンク株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。
 3. 当社の完全子会社である株式会社テクノサポート及び株式会社ピタコラムは、2019年6月27日を効力発生日として、株式会社テクノサポートを存続会社、株式会社ピタコラムを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,138名	+29名	43.8歳	18.8年

(注) 従業員数には契約社員247名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	4,050百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,050百万円
株式会社横浜銀行	2,400百万円
株式会社三井住友銀行	2,150百万円
株式会社百十四銀行	1,900百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 44,607,457株
 (3) 株主数 4,262名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
名古屋鉄道株式会社	8,282千株	19.1%
矢作建設取引先持株会	2,368千株	5.5%
株式会社りそな銀行	2,047千株	4.7%
株式会社三菱UFJ銀行	2,047千株	4.7%
有限会社山田商事	2,005千株	4.6%
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,389千株	3.2%
矢作建設工業社員持株会	1,128千株	2.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	834千株	1.9%
日本生命保険相互会社	833千株	1.9%
株式会社横浜銀行	762千株	1.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,204千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	藤 本 和 久	
代 表 取 締 役 社 長	高 柳 充 広	
代 表 取 締 役 副 社 長	大 澤 茂	建設事業統括
代 表 取 締 役 副 社 長	古 本 裕 二	不動産事業統括 兼 不動産事業本部長
代 表 取 締 役 副 社 長	高 田 恭 介	
取 締 役	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
取 締 役	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長
取 締 役	山 下 隆	人事部担当 兼 経理部担当
取 締 役	大 西 幸 雄	本店長
取 締 役	後 藤 修	東日本支社長 兼 東京支店長 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 本 亜 土	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長 ANAホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	石 原 真 二	弁護士 石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社十六銀行 社外監査役
取 締 役	堀 越 哲 美	愛知産業大学学長 愛知産業大学短期大学学長
常 勤 監 査 役	二 木 芳 樹	
常 勤 監 査 役	栗 本 淳 一	
監 査 役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長
監 査 役	市 川 周 作	アイホン株式会社 代表取締役会長
監 査 役	愛 知 吉 隆	税理士 アタックス税理士法人 代表社員COO

- (注) 1. 取締役 山本亜土、石原真二、堀越哲美の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 安藤隆司、市川周作、愛知吉隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当事業年度の取締役、監査役の異動は次のとおりです。
 ①取締役 武藤雅之氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 ②取締役 高田恭介、大西幸雄、後藤 修の各氏は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
 4. 監査役 愛知吉隆氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。

5. 当社は、取締役 石原真二氏、同 堀越哲美氏、監査役 愛知吉隆氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
※専務執行役員	織 田 裕	建築事業本部長 兼 エンジニアリングセンター長
※専務執行役員	名 和 修 司	土木事業本部長 兼 鉄道技術研修センター担当 兼 中央安全衛生委員会委員長
※専務執行役員	山 下 隆	人事部担当 兼 経理部担当
※常務執行役員	大 西 幸 雄	本店長
※常務執行役員	後 藤 修	東日本支社長 兼 東京支店長 兼 スタイルリンク株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	磯 貝 豊	西日本支社長 兼 大阪支店長
常務執行役員	清 水 賢 治	建築事業本部 施工本部長 兼 鉄道技術研修センター副センター長
常務執行役員	伊 藤 彰 英	本店 営業本部長
執 行 役 員	早矢仕 英 治	建築事業本部 設計本部長
執 行 役 員	足 立 栄 一	建築事業本部 研究開発推進室長
執 行 役 員	平 井 秀 則	西日本支社 大阪支店副支店長
執 行 役 員	川 口 亮	経営企画部長
執 行 役 員	小笠原 英 喜	土木事業本部 鉄道施工本部長 兼 鉄道技術研修センター長
執 行 役 員	井 垣 雅 文	総務部長
執 行 役 員	佐 野 正 幸	コンプライアンス統括室長
執 行 役 員	平 山 政 雄	建築事業本部 設計本部副本部長

- (注) 1. 当社は、執行役員制度を導入しております。
2. ※印の執行役員は取締役を兼務しております。
3. 2020年4月1日付で執行役員の担当を変更しました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	平 井 秀 則	土木事業本部付

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	14名	351百万円
監 査 役	5名	36百万円
合 計 (うち社外役員)	19名 (6名)	387百万円 (20百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役年額360百万円（2006年6月29日開催の第65回定時株主総会決議）、監査役年額60百万円（2006年6月29日開催の第65回定時株主総会決議）であります。
3. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	山 本 亜 土	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長
社 外 取 締 役	石 原 真 二	石原総合法律事務所所長
社 外 取 締 役	堀 越 哲 美	愛知産業大学学長 愛知産業大学短期大学学長
社 外 監 査 役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長
社 外 監 査 役	市 川 周 作	アイホン株式会社 代表取締役会長
社 外 監 査 役	愛 知 吉 隆	アタックス税理士法人 代表社員COO

- (注) 1. 当社は、名古屋鉄道株式会社、アイホン株式会社との間で工事の請負取引の関係があります。
2. 当社は、石原総合法律事務所との間で法律業務に関する顧問契約を締結しております。
3. 当社は、アタックス税理士法人との間で税務に係るコンサル業務の委託の関係があります。
4. 当社は、愛知産業大学、愛知産業大学短期大学との間には、特別な関係はありません。

2. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	山 本 亜 土	A N Aホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	石 原 真 二	株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 株式会社十六銀行 社外監査役

- (注) 1. 当社は、株式会社十六銀行との間で資金借入の関係があります。
2. 当社は、A N Aホールディングス株式会社、株式会社オータケとの間には、特別な関係はありません。

3. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	山本亜土	2019年度の取締役会の92%に出席し、経営者としての豊富な経験や高い見識に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を適宜行っております。
社外取締役	石原真二	2019年度の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外取締役	堀越哲美	2019年度の取締役会の92%に出席し、学識経験者としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	安藤隆司	2019年度の監査役会の88%、取締役会の92%に出席し、経営者としての豊富な経験や高い見識に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	市川周作	2019年度の監査役会の88%、取締役会の92%に出席し、経営者としての豊富な経験や高い見識に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。
社外監査役	愛知吉隆	2019年度の監査役会の全て、取締役会の全てに出席し、税理士としての専門的な見識・経験に基づき、客観的立場からの確な指導・助言を行っております。

5. 責任限定契約の内容の概要

各氏とも当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新会計基準適用及び労務関係法令に関する相談業務に係る委託契約を締結し、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき決議しており、その内容は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令遵守体制の維持・向上を図るため、CSR委員会を設置し、組織横断的な管理体制の下、全社の法令遵守体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、法令及び定款遵守の周知・実行を徹底する。
 - ② 取締役は取締役会において定められる取締役会規則やその他の社内規程に基づいて業務を執行するとともに、取締役会を通じて他の取締役の業務執行状況を相互に監視・監督することで、法令遵守に関する牽制機能を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理に係る規程に従い、文書または電子的媒体にて適正に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 企業活動に関連する内外の様々なリスクに適切に対応するため、リスク管理に係る規程を制定し、リスクに対する基本方針を定めるとともに管理体制を整備する。
 - ② 各部署長は、自部署に内在するリスクを把握・分析のうえ、事前に対応方針を整備する等、リスクマネジメントを実施する。
 - ③ CSR委員会を中心に内部統制システムによるリスクアセスメントを実施し、リスクを未然に防ぐとともに、発生したリスクに対しては損失を最小限にとどめる対策をとる。
 - ④ 安全、品質及び環境面においては、労働安全に関するマニュアル、ISO9001及び14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築並びに運用を行う。
 - ⑤ 地震等の自然災害に対しては、被害を最小限に抑え迅速に事業を再開することや社会インフラのいち早い復旧に尽力できるよう、事業継続性を確保できる体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定期的な取締役会開催のほか、幹部会を毎月1回開催し、各部門の状況把握並びに情報の共有を図り、機動的な対応がとれるようにする。

- ② 取締役は担当委嘱に基づき役割を分担し、各部門における目標の達成に向けて職務を遂行する。
- ③ 各業務の承認、決裁体制を「業務決裁規程」に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限並びにその委譲の範囲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
- ④ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、経営計画及び年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定する。各部門においては、その経営目標達成に向けて具体策を立案・実行するとともに、取締役会は業績報告等を通じて経営計画の進捗状況の把握並びに必要な指示を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるよう「行動規範」を制定する。また「行動規範」及び「就業規則」に則り、法令及び定款に適合した業務執行を徹底するとともに、問題がある場合はCSR委員会にて審議する。
- ② コンプライアンス統括室に相談窓口を設け、全社の業務執行に係る法的リスクの回避を図ることで使用人の法令遵守に対する意識の啓発を図る。
- ③ 業務を執行する使用人は、「業務分掌表」等社内規程に則って業務を遂行する。
- ④ 内部監査部門としてコンプライアンス統括室を設置し、事業活動の全般にわたる社内制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、必要とされる改善を取締役並びに使用人に求める。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社からの協議事項や報告事項を定める「関連会社規程」を策定し、子会社は規程に基づき、経営概況、その他経営上の重要な情報について、当社に定期的な報告を行う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定・運用し、子会社の損失の危険管理を行う。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ全体の年度計画を策定し、子会社の基本方針等を明確に定めるとともに、子会社は業務遂行状況の管理、評価を実施する。
- ④ 子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことができるようグループ共通の「行動規範」を策定し、役職員に周知徹底する。
- ⑤ 子会社との緊密な連携のもと、年度計画に対する子会社の経営現況や業務執行状況等について報告を求め、グループ全体の管理を実施する。

- ⑥ 当社の監査役、内部監査部署は、子会社に対する監査を実施する。また、コンプライアンスに係る通報制度を設け、法令違反等の早期発見と是正を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社は監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助を担当する使用人を選任する。
8. 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動等について監査役会の意見を尊重する。
- ② 監査役職務を補助する使用人は、監査役から直接指示を受け対応することで指示の実効性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
- ② 当社グループの取締役及び使用人等は、法令の違反行為等、当社または当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は当社の監査役に報告する。
- ③ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。
10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、職務を遂行するうえで必要な往査、書類の閲覧等を求めることができる。
- ② 監査役会は必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ③ 監査役が職務の執行に必要な費用については、当社にて負担する。
11. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制
- ① 反社会的勢力に対しては、「行動規範」においてその関係を遮断する旨を定め、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備・運用について、内部監査部門が当社及びグループ各社のモニタリングを実施するとともに、その結果を踏まえ当社及びグループ各社が適宜必要な改善を実施し、内部統制システムがより有効に機能するよう努めております。更にモニタリングの結果についてCSR委員会が報告を受け、内部統制システムの有効性を確認しております。

リスク管理に関する体制としては、毎年当社及びグループ各社において、想定されるリスクの特定とその重要度の評価を行っており、重点的に統制が必要と考える重要なリスクの取扱いやPDCAサイクルの見直しを行うなど、より実効的なものとなるよう努めております。また、事業継続性の確保に向けて、災害への対応力強化と有効性検証を目的とした実地訓練を継続実施するのみならず、外部コンサルを用いた机上訓練やシェイクアウト訓練を新たに実施するなど、社員の安全と初動体制整備に向けて対応しております。また、新型コロナウイルス感染症の広がりを受けて、人命保護を最優先に感染拡大の防止、業務の継続を図ることに努めております。加えて、リスク拡大の防止に向けて、内部通報制度において対象範囲や通報窓口等を広げ実効性を高めることで、問題に対する早期の発見と対応に努めています。

情報管理に関する体制としては、情報管理教育を役職員に対して定期的を実施するとともに、保存及び管理体制を強化するため文書保存の電子化を進めております。

取締役の職務執行の適正性・効率性を確保する体制としては、取締役会は、専門分野等のバランスを考慮しつつ、社外取締役3名を含む13名で構成しており、原則として月1回、年12回定例の取締役会を年間計画に基づき開催しているほか、研究・研修施設の視察を実施しております。これらの活動を通じて「取締役会規則」に定める重要事項を決定するとともに、各取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることや各取締役からの意見等を取締役会の運営・議事に活かすことで、業務執行に対する監督機能を強化しております。また、社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会において、取締役・監査役の候補者や取締役の報酬等について事前に審議することで、取締役会決議の透明性を高めています。

一方で、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役が当社及びグループ各社の監査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、定期的に内部監査部門や会計監査人と監査計画や内部統制システムの状況等について情報交換を行える環境を増やす等、監査役の職務執行を支援する体制を強化しております。

加えて、当社が中心となり子会社との緊密な連携のもと、グループ全体の業務の適正を確保するとともに、コンプライアンス意識の浸透・定着を図り、行動規範に則り健全に職務を遂行できるよう、内部統制部会による法令の周知活動や、外部講師を招いた法令遵守に係る役員研修をはじめとする階層に応じた社内研修を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と企業価値の向上に向けて、長期的な視点に立って株主資本の充実に努めるとともに、企業収益の配分については、株主への安定的な配当を継続実施することを基本方針としております。

なお、毎期の具体的な配当金額につきましては、各期の連結業績や財務状況等を総合的に勘案して決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき18円（普通配当16円、創立70周年記念配当2円）とさせていただきます。これにより中間配当金1株につき16円（普通配当14円、創立70周年記念配当2円）とあわせまして、年間配当金は1株につき34円（普通配当30円、創立70周年記念配当4円）となります。なお、内部留保資金につきましては、上記の基本方針に沿って、収益力の向上と経営基盤の強化を目指した技術開発や設備投資等に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実施するために、市場動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	70,886	流 動 負 債	40,495
現 金 預 金	13,776	支払手形・工事未払金等	8,024
受取手形・完成工事未収入金等	32,518	電子記録債務	3,648
電子記録債権	818	短期借入金	20,517
未成工事支出金	6,085	未払法人税等	1,107
販売用不動産	15,624	未成工事受入金	4,904
そ の 他	2,152	完成工事補償引当金	437
貸倒引当金	△88	工事損失引当金	10
固 定 資 産	36,305	役員賞与引当金	125
有形固定資産	27,707	そ の 他	1,720
建物・構築物	7,641	固 定 負 債	14,649
土 地	19,465	長期借入金	5,540
そ の 他	601	退職給付に係る負債	5,083
無形固定資産	476	資産除去債務	348
投資その他の資産	8,121	再評価に係る繰延税金負債	221
投資有価証券	4,741	そ の 他	3,455
繰延税金資産	1,980	負 債 合 計	55,145
そ の 他	1,448	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△48	株 主 資 本	57,528
資 産 合 計	107,191	資 本 金	6,808
		資 本 剰 余 金	7,244
		利 益 剰 余 金	44,052
		自 己 株 式	△576
		その他の包括利益累計額	△5,487
		その他有価証券評価差額金	602
		土地再評価差額金	△5,882
		退職給付に係る調整累計額	△208
		非支配株主持分	6
		純 資 産 合 計	52,046
		負債及び純資産合計	107,191

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
高 高 事 上 上 高	73,881	90,129
完 成 工 業 等 不 動 産 事 業 等	16,247	
上 原 価 上 原 価	62,423	73,828
完 成 工 事 原 価 不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	11,405	
総 利 益 総 利 益	11,457	16,300
完 成 工 事 総 利 益 不 動 産 事 業 等 総 利 益	4,842	
一 般 管 理 費 業 利 益		8,536
外 収 益 業 外 収 益		7,764
配 当 金 他 の 他	109	187
受 取 利 息 そ の 他	77	
外 費 用 外 費 用	91	122
支 払 利 息 他 そ の 他	30	
常 利 益 常 利 益		7,829
資 産 売 却 益 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失 却 損 失 他 特 別 損 失 却 損 失 他	18	247
固 定 資 産 売 却 損 失 他 固 定 資 産 売 却 損 失 他	166	
減 損 の 他 減 損 の 他	62	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,584
法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 調 整 額	2,263	2,425
当 期 純 利 益 当 期 純 利 益	162	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,158

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,808	7,244	40,285	△576	53,761
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,388		△1,388
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,158		5,158
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
そ の 他			△2		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,767	△0	3,767
当 期 末 残 高	6,808	7,244	44,052	△576	57,528

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,140	△5,882	△275	△5,016	6	48,750
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,388
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						5,158
自 己 株 式 の 取 得						△0
そ の 他						△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△537		66	△471	0	△471
連結会計年度中の変動額合計	△537	-	66	△471	0	3,296
当 期 末 残 高	602	△5,882	△208	△5,487	6	52,046

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	64,332	流 動 負 債	38,462
現 金 預 金	10,354	支 払 手 形	263
受 取 手 形	360	電 子 記 録 債	3,648
電 子 記 録 債 権	818	工 事 未 払 金	6,873
完 成 工 事 未 収 入 金	35,369	短 期 借 入 金	21,367
未 成 工 事 支 出 金	2,160	未 払 法 人 税 等	982
販 売 用 不 動 産	6,608	未 成 工 事 受 入 金	3,935
短 期 貸 付 金	6,669	一 一 債	9
そ の 他	1,996	完 成 工 事 補 償 引 当 金	434
貸 倒 引 当 金	△5	工 事 損 失 引 当 金	10
固 定 資 産	30,692	工 事 員 賞 与 引 当 金	111
有 形 固 定 資 産	11,223	そ の 他	827
建 物 ・ 構 築 物	3,958	固 定 負 債	11,025
機 械 ・ 運 搬 具	330	長 期 借 入 金	5,540
工 具 器 具 ・ 備 品	85	一 一 債	5
土 地	6,839	退 職 給 付 引 当 金	4,548
リ ー ス 資 産	9	資 産 除 去 債	132
無 形 固 定 資 産	341	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	221
投 資 そ の 他 の 資 産	19,127	そ の 他	576
投 資 有 価 証 券	2,919	負 債 合 計	49,488
関 係 会 社 株 式	2,648	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	12,108	株 主 資 本	50,517
繰 延 税 金 資 産	1,287	資 本 金	6,808
そ の 他	176	資 本 剰 余 金	7,244
貸 倒 引 当 金	△12	資 本 準 備 金	4,244
資 産 合 計	95,024	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,000
		利 益 剰 余 金	37,041
		そ の 他 利 益 剰 余 金	37,041
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2
		別 途 積 立 金	4,300
		繰 越 利 益 剰 余 金	32,739
		自 己 株 式	△576
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,981
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	900
		土 地 再 評 価 差 額 金	△5,882
		純 資 産 合 計	45,536
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	95,024

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		
完成工事高	72,083	
不動産事業等売上高	3,564	75,648
売 上 原 価		
完成工事原価	62,133	
不動産事業等売上原価	2,564	64,697
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	9,950	
不動産事業等総利益	999	10,950
販売費及び一般管理費		5,427
営業利益		5,522
営業外収益		
受取利息配当金	1,132	
その他	36	1,168
営業外費用		
支払利息	92	
その他	5	97
経常利益		6,593
特別損失		251
税引前当期純利益		6,342
法人税、住民税及び事業税	1,522	
法人税等調整額	234	1,756
当期純利益		4,585

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	2	4,300	29,542	33,845	△576	47,321
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,388	△1,388		△1,388
当期純利益							4,585	4,585		4,585
固定資産 圧縮積立金の取崩					△0		0	-		-
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	3,196	3,196	△0	3,196
当 期 末 残 高	6,808	4,244	3,000	7,244	2	4,300	32,739	37,041	△576	50,517

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高				42,668
事業年度中の変動額	1,229	△5,882	△4,652	
剰余金の配当				△1,388
当期純利益				4,585
固定資産 圧縮積立金の取崩				-
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△328		△328	△328
事業年度中の変動額合計	△328	-	△328	2,867
当 期 末 残 高	900	△5,882	△4,981	45,536

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

矢作建設工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部彰彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、矢作建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による

重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

矢作建設工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部彰彦 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、矢作建設工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及びコンプライアンス統括室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役、執行役員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制を整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

矢作建設工業株式会社 監査役会

常勤監査役	二	木	芳	樹	印
常勤監査役	栗	本	淳	一	印
監査役	安	藤	隆	司	印
監査役	市	川	周	作	印
監査役	愛	知	吉	隆	印

(注) 監査役 安藤隆司、市川周作、愛知吉隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

